

長期給付事業を一元的に処理することにより左記のとおり年金財政が安定し、また、組合員・年金受給権者の皆さんへのサービス向上が図られます。

年金財政の安定

組合員・年金受給権者の皆さんへのサービス向上

①年金財政の安定化

各共済組合の年金積立金の管理・運用を一元的に行い、共済組合ごとに異なった年金財政の格差を解消することにより、年金財政基盤を強固にし、年金支給の安定化を図ります。

①全国どこでも年金相談の実施

年金受給権者情報の共有化や事務処理の統一化などにより、年金の制度・支給に関する相談対応や、住所・受取金融機関変更などの各種届出の受理を全国のすべての共済組合で行えるようになります。

②年金積立金運用の効率化

市町村連合会で、年金積立金の運用の安全性や収益性を考慮した有利な分散投資の目標（基本ポートフォリオ）を制定し、資金運用の一層の効率化を図ります。

②広報の充実

年金制度解説・資金運用状況などの積極的な情報提供を行うため、すべての年金受給権者に広報誌を発行し、共済制度に対する理解の向上を図ります。

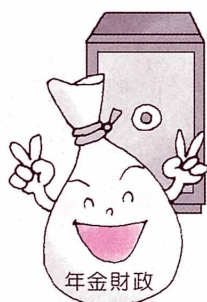
③組合員に対する福祉事業等の安定化

各共済組合の年金積立金の統合により、組合員に対する貸付事業や地方債の引受を将来にわたって安定的に行うことが可能となります。

③手続きの簡素化

また、市町村連合会のホームページに年金手続き案内の掲載、様式のダウンロードおよび年金額試算機能等を追加することにより手続きがしやすくなります。

年金受給権者が提出する各種届出等については、様式を統一化することにより、年金受給権者の手続きの簡素化を図ります。



平成18年度所得税法の改正について

平成19年2月定期支給期から源泉徴収税率が変更になります。

平成18年度税制改正により、国から地方への税源移譲が行われ、扶養親族等申告書を提出した方の源泉徴収税額が、10%から5%に改正されました。また、定率減税は廃止されました。

※所得税の源泉徴収税率が下がった分、6月頃に市区町村から通知のある住民税は増額となりますが、所得税と住民税を合わせた負担額は、変更ありません（ただし、定率減税の廃止などにより、負担額に影響があります）。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。